

令和4年度 若年性認知症支援推進事業 一般講演会

「新オレンジサポート室について」  
「若年性認知症支援コーディネーターの  
役割について」

新オレンジサポート室  
若年性認知症支援コーディネーター  
安次富 麻紀

# 委託先：特定医療法人アガペ会

特定医療法人アガペ会 北中城若松病院 内科・精神科・リハビリテーション科

地域包括ケア病棟、認知症治療病棟、 特殊疾患病棟1・2、回復期リハビリテーション病棟

地域型認知症疾患医療センター(認知症初期集中支援チーム)

## < 関連施設 >

- ・新オレンジサポート室 ・地域包括支援センター ・クリニック
- ・有料老人保健施設 ・居宅介護支援事業所 ・通所介護 ・認知症対応型通所
- ・認知症対応型共同介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能居宅介護
- ・訪問看護ステーション ・ヘルパーステーション ・老人福祉センター2ヶ所

# 沖縄県若年性認知症相談窓口 新オレンジサポート室

設置場所: 沖縄県宜野湾市

相談時間: 月～金 9:00～17:00

(新規相談: 10:00～15:00)

相談方法: 電話・メール・来所・訪問

※予約制で相談対応

若年性認知症支援コーディネーター 1名 (常勤・専従)



# 認知症

必ずしも…

画像検査(脳萎縮) = 認知症  
ではない。

※生活状況の確認も必要です!!

“もの忘れ“という症状を起こす病気の総称。『認知症』は病名ではなく、“症候群”  
脳の神経細胞が十分に機能しなくなるために起こる病気。

年齢を重ねるとともに発症しやすくなり、一般的には高齢者に多い。

年齢が若くても認知症になることがあり、**65歳未満で発症した場合には『若年性認知症』**と区別している。

高齢であっても若年であっても病気としては同じで、医学的には大きな違いはないが『若年性認知症』として区別するのは、この世代が働き盛りであり、家庭や社会で重要な役割を担っていることから、病気によって支障が出ると本人や家族だけでなく、社会的な影響が大きいいためである。

# 認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

## 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

※1「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味

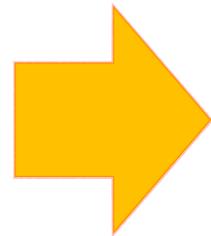
※2「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

## コンセプト

\*認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。

\*生活上の困難が生じた場合でも、住所化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていく事で極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続ける事ができる社会を目指す。

\*運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせる事ができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法 診断法・治療法等の研究開発を進める。



## 具体的な施策の5つの柱

### ①普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

### ②予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- エビデンスの収集・普及 等

### ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

### ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

### ⑤研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

# 若年性認知症

戦う相手、「認知症」を正しく理解する事

↓  
今後の生活や対応方法にゆとりが生まれる

本人や配偶者が現役世代であり、認知症になると仕事に支障が生じ、結果的に失職して、経済的に困難な状況に陥ることになる。

また、子どもが成人していない場合には、親の病気が子どもに与える影響が大きく、教育、就職、結婚などの人生設計が変わることにもなりかねない。

※高齢者にはない課題がある

# 若年性認知症とは？

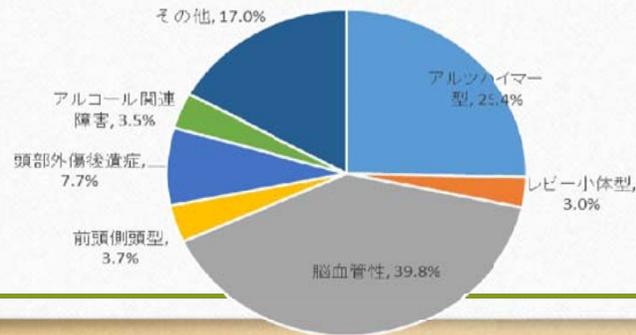
## 「65歳未満で発症した場合の認知症のこと」

### 若年性認知症数の推計

#### 平成18年～平成20年度 調査（平成21年3月）

- ・全国における若年性認知症者数は37,800人と推計
- ・18～64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数は47.6人。

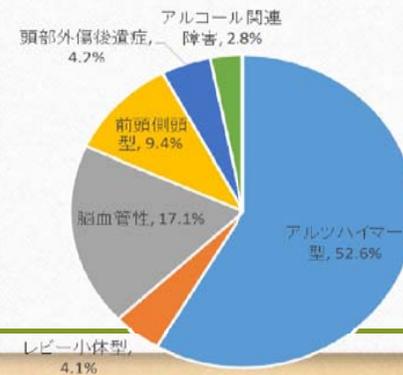
若年性認知症の原因疾患の割合



#### 平成29年～平成31年度 調査（令和2年7月）

- ・全国における若年性認知症者数は35,700人と推計
- ・18～64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数は50.9人。

若年性認知症の原因疾患の割合



前回調査に比べて2,100人減っているが、少子化により若い世代そのものが減ったため

# 若年性認知症の特徴（高齢認知症と異なる点）

- 発症年齢が若い・・・発症年齢は平均54.4歳
- 男性に多い
- 異常であることには気がつくが、認知症と思わず受診が遅れる
- 初発症状が認知症に特有ではなく、診断しにくい
- 経過が急速である、BPSDが目立つと考えられている
- 経済的な問題が多い
- 主介護者が配偶者である場合が多い
- 親の介護と重なり、複数介護となることがある。
- 子どもの教育・結婚など、家庭内での課題が多い

## ※「進行が早く、経過が急速である」と

されているが、客観的なデータはなく、必ずしもそうとは限らない。人によってさまざま。早期に発見できれば、適切な治療や対応ができることは他の疾患や高齢者の認知症と同じである。

※本人の周りの環境が  
落ち着いていれば進行は緩やか

→ 専門医に繋がるまで、  
色々な科を転々と受診する  
期間が長いことも多い

### <複数介護>

- ・配偶者の介護
- ・両親の介護
- ・子育て
- ・孫の育児支援

ヤングケアラー

高齢者の支援にはない

経済的支援

就労支援

こどもの支援

3つの支援が必要！！

## 社会的な観点

定年という形で退職し、社会の第一線から退いた高齢者とは異なり、若年性認知症の人は病気によりやむなく退職することになる。

これは本人にとって不本意な退職であり、働く場を失ってしまうと経済的な面の不利益ばかりでなく、社会から取り残された気持ちになり、自分自身の存在意義をも失ってしまうことになりかねない。

初期の段階であれば、体力も十分にあり、認知機能が低下していても、何らかのサポートがあればできることが多く、仕事をしたいと希望する人も多い。

このような社会復帰への願望は高齢者に比べ、若年者ではより強いと考えられる。働き盛りで、社会的にも重要な役割を果たしている人が、病気により退職したり、家庭での役割を全うできなくなったりすることは、社会にとっても大きな損失である。

# 「若年性認知症」 ⇒ 主として社会的要因

高齢者の認知症とは異なるニーズを持っている

若年性認知症の人とその家族に対する支援の特性として

- 1) 将来を見据えた中・長期的な支援
- 2) 経済的な支援と就労に対する支援
- 3) 社会とのつながりの支援
- 4) 家族の負担を軽減するための支援
- 5) 症状の進行に伴う健康面に対する支援

## 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン） 平成27年1月策定

### 若年性認知症支援

### コーディネーター配置

#### ●新オレンジプラン基本的考え方

- ・高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備軍。高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加
- ・2012（平成24）年462万人（約7人に1人）⇒2025（令和7）年約700万人（約5人に1人）
- ・認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。



認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続ける事が出来る社会の実現を目指す。

- ・厚生労働省が関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して策定
- ・策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

#### 七つの柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③**若年性認知症施策の強化**
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

65歳以下で  
発症した認知症の  
方の支援。

## 若年性認知症支援コーディネーター

高齢者にはない  
支援が必要!!

役割

- ◆ 若年性認知症の人のニーズにあった関係機関やサービス担当者との調整役
- ◆ 本人が自分らしい生活を継続できるよう本人の生活に応じた総合的なコーディネートを行う
- ◆ 各都道府県に1名以上配置 沖縄県は現在 1人配置です(沖縄全域相談対応)。
- ◆ 認知症が疑われる時期から相談可能

- ・ 経済的支援
- ・ 就労支援
- ・ こどもの支援



若年性認知症の人の  
支援に特化

「ワンストップ相談窓口」「ネットワーク会議」  
開催

相談窓口  
制度等の  
情報提供

・電話  
・来所  
・メール  
・訪問

連携体制  
の構築

・関係機関へ繋ぎ、  
他職種連携での  
支援を構築

認知症の  
知識の  
普及・啓発

・支援者研修会や  
講演会の開催

業務



Obu Center for Dementia Care Research and Practices

※1人1人症状も違い、課題も違います。個別の支援を展開します(オーダーメイド、only one「ひとつだけ」の支援)。

相談窓口  
制度等の  
情報提供

# 1. 相談窓口 & 居場所づくり

- 相談(本人や家族の悩み把握・関係機関との情報共有・アセスメント)
- 受診同行を含む受診勧奨
- 利用出来る制度、サービスの紹介や手続支援(同行)
- 本人、家族が交流できる居場所づくり
- 集中支援終了後も、後方支援としての相談対応(65歳到達まで)



## 相談方法

電話

メール

来所

訪問

## 病気の進行

認知症を疑ったら

診断を受けたら

退職したら

居場所について

仕事や家事が上手く出来なくなった

利用できるサービスは？

まだ働きたい

話がしたい

体調が悪い...

これからの生活はどうなるの？

自分に出来る事はまだある

居場所が欲しい

認知症だったらどうしよう？

仕事のミスが増えた。

どうやって病気を知らせようか？

仕事を辞めたら経済的に不安

病気の進行を遅らせたい

会社から受診を勧められた

会社に言わなければならないか？

思いを理解してくれる人に出会いたい

もの忘れはどこに受診？

仕事を続けられるのか？

生活資金どうしよう？

病気はどう進んでいくのか？

誰かの役に立ちたい



※相談内容とアセスメントを行なって、悩み事の解決と集中的支援(経済的支援・就労支援・こどもの支援)を展開。

## 相談方法

	電話	メール	来所	訪問	合計
平成29年度	399件	29件	44件	166件	638件
平成30年度	983件	119件	78件	472件	1,652件
平成31年度 (令和1年)	790件	423件	61件	350件	1,624件
令和2年度	1,043件	1,093件	84件	216件	2,436件
令和3年度	896件	1,603件	92件	180件	2,771件
令和4年度 (2ヶ月・5月末まで)	85件	263件	10件	8件	366件
合計	4,196件	3,530件	369件	1,392件	9,487件

増加

相談内容	H29年	H30年	H31年 (令和1年)	令和2年	令和3年	令和4年 (5月末まで)	合計
利用出来るサービスがない	158件	511件	289件	409件	377件	30件	1,774件
医療との連携について	95件	237件	273件	419件	417件	17件	1,458件
受診について相談したい	73件	277件	189件	231件	192件	18件	980件
仕事のこと	61件	101件	215件	263件	413件	14件	1,067件
経済的なこと	52件	164件	197件	358件	269件	10件	1,050件
介護に関すること	38件	193件	278件	510件	742件	132件	1,893件
こどものこと	16件	9件	23件	20件	5件	1件	74件
権利擁護について	8件	29件	3件	22件	8件	0件	70件
家庭的なこと	7件	36件	37件	64件	26件	0件	170件
告知について	5件	4件	2件	4件	2件	0件	17件
ひきこもり	5件	3件	0件	0件	0件	0件	8件
予防に関すること	0件	3件	5件	0件	4件	0件	12件
親のこと	1件	0件	12件	2件	0件	8件	23件
その他(集い教えて等)	119件	85件	101件	132件	315件	136件	888件

NO.2

NO.1

イベント情報の案内  
(学びの機会を意識)

## 若年性認知症支援コーディネーターの基本的な支援の流れと役割

相談者

本人

家族

関係機関 ●

### ●関係機関とは

- ・医療関係者（医師、相談員等）
- ・企業（人事課、上司等）
- ・障害福祉、福祉的事業所等
- ・介護保険事業所（ケアマネ、相談事業所等）

※繋げるタイミングで支援連携シートを作成して本人・家族の確認の元、支援者にお渡ししています

## 若年性認知症支援コーディネーター

- ・初回電話対応
- ・面談（説明と主旨把握）
- ・支援計画
- ・連携（関係機関への電話相談・連携依頼）
- ・関係機関への繋ぎ
- ・再評価
- ・アフターフォロー

※ 終了目安は介護保険サービスの安定した利用であるが、介護保険に限らず、安定したい場所が構築された場合、一旦区切り、後方支援で経過を追う

### ●関係機関とは

- ・医療
- ・経済保障（行政・手続き）
- ・就労
- ・障害福祉サービス
- ・介護保険

地域の支援（居住区）

主担当：  
地域包括支援センター等

- ・連携 ・協業
- ・情報共有
- ・社会資源の検討

### 【相談・連携を通して目指すべきところ】

混乱期を一人で過ごさず、早期に自身の進路を模索し、自分らしい生活に入る（いきなり介護保険ではなく、サポートを受けながらそのまま在职→段階的に福祉的就労や地域の活動、ボランティア等で社会参加を継続し、後々介護保険への移行というソフトランディングを目指す）  
そのためには地域とともに居場所づくりを検討し、サービスの拡充と充実にも働きかけていく

（沖縄県若年性認知症支援推進事業）

<医療機関>  
留意点

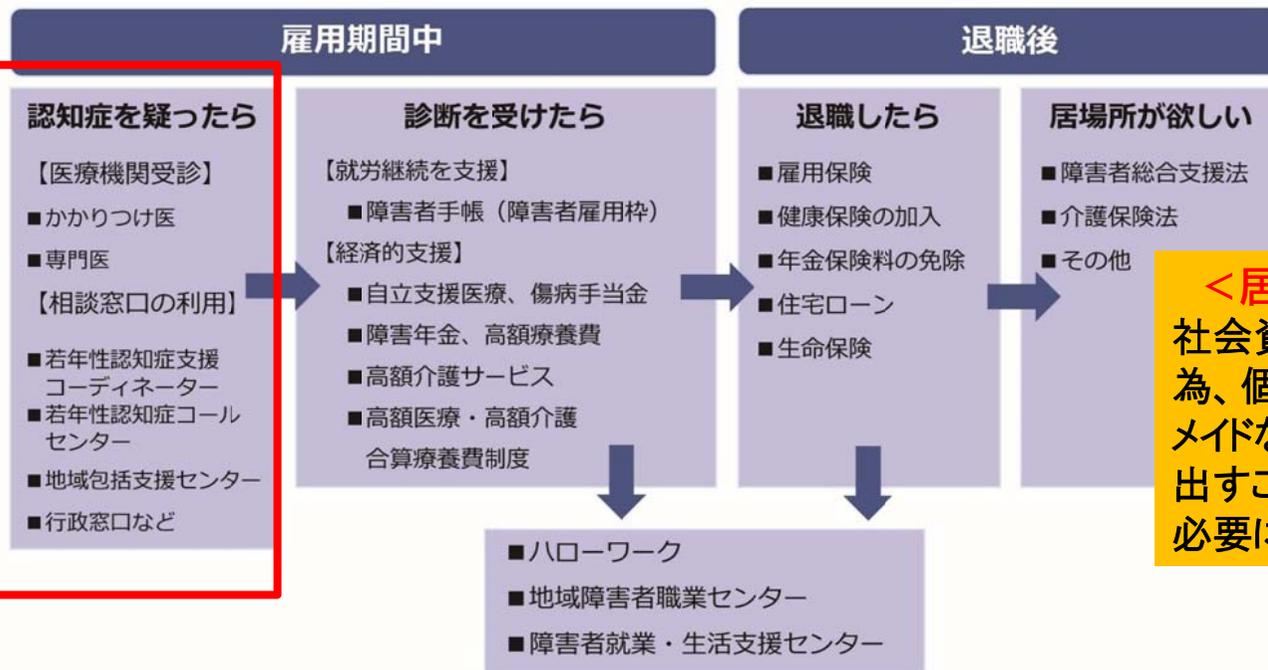
若年性認知症の鑑別診断は認知症疾患医療センター受診を勧奨！

自立支援医療利用可能な医療機関？

難病の場合は症状が進行↓  
難病申請診断書記載可能な医師のいる医療機関か？

医療ディケア、就労支援との連携

# 活用できるサービスや社会制度の流れ



<居場所>  
社会資源が少ない為、個別にオーダーメイドな資源を生み出すことも、時には必要になる。

※全てのサービスが利用となるわけではなく、その人に必要なサービスに繋がっていきます。

### 生活支援

日常生活自立支援事業、成年後見制度、生活保護制度、生活福祉資金貸付制度、学資支援



Obu Center for Dementia Care Research and Practices

※ 色々な制度やサービスの申請には、診断書類等を記載可能な医師が居る医療機関との連携は必須です。

# 若年性認知症の人を支える主な社会制度



## 医療系支援

- 病気のこと

## 経済系支援

- お金のこと

## 福祉系支援

- 生活のこと



# 支援連携の必要な窓口

・相談 → アセスメント → 必要な窓口適切に繋ぐ

若年性認知症カフェ  
・仲間に繋ぐ  
・ピアカウンセリング

\* 雇用継続のための相談  
\* 職業生活相談等

ジョブコーチの派遣による  
雇用継続支援

・地域の身近な相談窓口  
(本人・家族)  
・見守り  
・地域の居場所紹介  
・SOSネットワーク登録  
・介護保険の申請  
・ケアマネージャー探し

\* 勤務先との相談・調整  
必要に応じて配置換え  
\* 障害者雇用の対応

↓  
退職

障害者職業・生活支援  
センター

地域障害者職業  
センター

地域包括支援  
センター

\* 障害福祉課  
\* 介護保険課  
\* 年金課  
\* 生活保護課  
\* 児童家庭課・保育課

企業

本人家族の悩み・不安・健康  
面の不安  
・日常生活支援  
・職場復帰  
・財産の管理

本人・家族  
のケア

行政機関

子どもの学校のこと

教育

自動車運転免許・SOS保護

公安

若年性認知症自立支援  
ネットワーク

介護保険  
サービス

介護保険申請・認定調査

- ① 相談業務
  - ② 当事者と家族の集い
  - ③ 支援者研修・一般講演会
- \* 連携機関とのネットワーク会議

若年性認知症  
ワンストップの相談窓口

若年性認知症支援  
コーディネーター

医療機関

障害福祉  
サービス

就労支援  
事業所

障害福祉サービスと  
介護保険の併用

※ 家族の手続きが  
難しい場合は同行支援

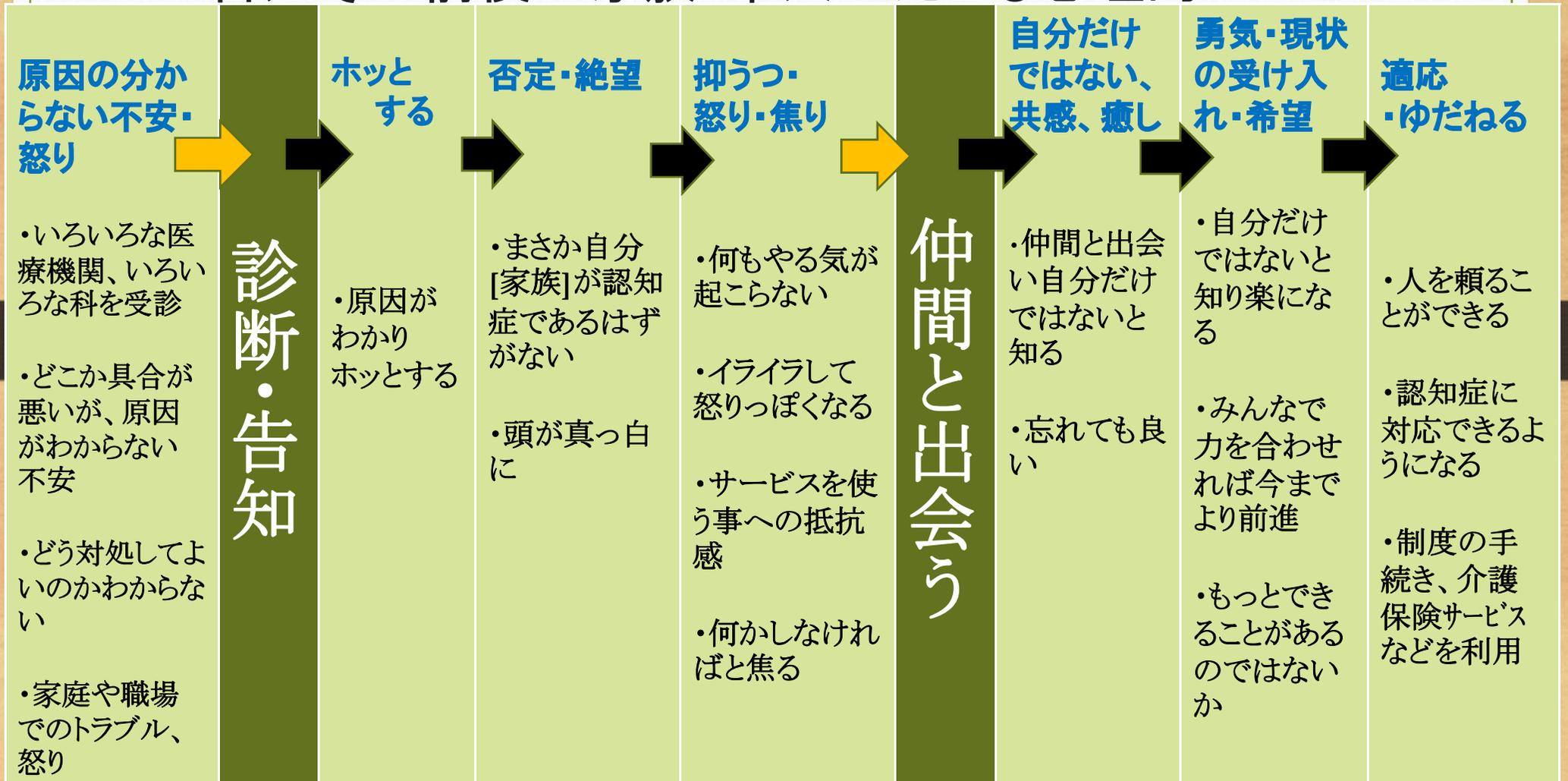
※ 経済的支援  
障害年金申請(年金事務所同行・  
資料作成支援)

\* 受診・精査・確定診断  
\* 定期的通院・治療  
\* 各種申請診断書記載

\* 自立支援医療・  
精神福祉手帳申請  
\* 福祉的就労(障害認定調査)  
\* 移動支援事業  
\*

\* 相談支援員決定・  
就労支援事業所(見学・体験)  
\* 就労モニタリング会議参加・評価  
\* 認知症について勉強会

# 告知その前後の家族・本人がたどる心理的プロセス



## 本人・家族の心理的状态をふまえた関わり方

- 若年性認知症の相談が出来る場所があることを知らせる。
- 診断のメリットを知らせ、早期に受診するように勧め、適切な受診先を紹介する。
- 診断や診察に同行する、セカンドオピニオンを案内する。
- 仲間と出会えるようにする。
- 一緒に手続をする。
- 時期に合わせたアドバイスと心の寄り添い
- 支援者は焦らない
- 具体的な日中活動の場、診断後の過ごし方を学ぶ場をつくる。
- 本人や家族に力があることを信じていく

# 本人交流会（若年性認知症カフェ）毎月1回開催

フンドウー（自助就労型グループ活動）と共同開催

交流＋ピアカウンセリングの場

当事者同士・介護家族同士での仲間としての繋がり(悩み解決へ)

コロナ前の様子

- ※コロナ前
- ・2時間(各1時間ずつ  
作業・交流会実施)
- ・20人前後参加
- 「飲食を共に楽しむ」

- ※コロナ後
- 少人数(定員6人予約  
制)・時間短縮・換気・  
消毒対応

↓  
1時間枠のカフェを同  
日2回開催

- ①13時～14時
- ②15時～16時

## 創作活動



コロナ後の様子



## 小さな図書館



「本人の声を届ける」  
令和2年8月貸し出し開始

# フンドゥーとは？

沖縄の伝統木造船（帆かけサバニ）

鉄の釘を使わず、板と板のつなぎ目をつなぐ『フンドゥー（分銅）』と呼ばれる菱形の木の楔（くさび）を使って、作られます。

私たちが「フンドゥー」のように強い絆でつながりを保ち続け、どんなことも乗り越えていこう！そして楽しいことをしよう！（当事者が命名）



船のサイズにもよるが、一舟に約300個の分銅が必要



# 就労型活動グループ フンドゥー (Fun Do)



認知症と向き合い、  
仲間と出会い、「働くこと」を  
通じて目標を見つけ、  
やりがいをもって活動する  
「就労型活動グループ」です。



働く(活動)をきっかけに  
・通いの場としての居場所  
・仲間と出会える居場所  
・目標を思い出す、見つける



結成当初は、ご本人10人、家族14人、  
友人9人、畑指導員1人で構成された  
自助グループ



# 活動の実施日

## コロナ前の活動

	①畑活動	②カフェ共同作業
実施日	毎月第2・4 土曜日	毎月第3 土曜日
時間	10～13時	午後
場所	宜野湾市志真志 ハッピーモア市場 隣の畑	宜野湾市普天間 新オレンジサポート室内 若年性認知症カフェ内で作業



## コロナの発生 & 立上げ当事者の症状の進行…

友人（OT・ケアマネージャー等）の支えで草刈り、畑の維持がやっと…。

（いまの課題）

※活動維持するには、活動に様の見直し・新しい参加者を募ることや  
収穫野菜・手工芸品等の 販売先の確保を再度見直す必要がある。



## 「働きたい」思いが実現した居場所

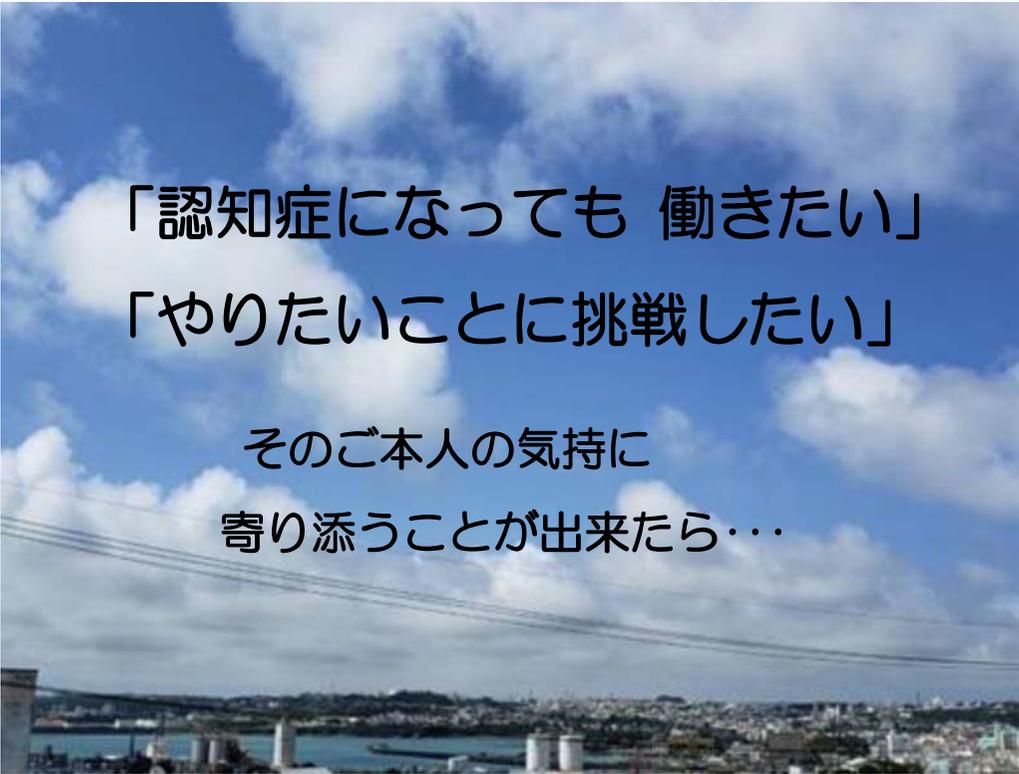
☆若年性認知症カフェの中や、  
居住区の市町村の認知症カフェで  
マッサージのチラシを作成



施術を受ける人がいない場合は、  
カフェを支える支援者や、  
行政の職員に施術して頂く。

口コミで居住区の運動イベントや  
公民館活動でマッサージを披露し  
活躍の場となった。





「認知症になっても 働きたい」

「やりたいことに挑戦したい」

そのご本人の気持ちに  
寄り添うことが出来たら…

若年性認知症カフェで、不定期で  
やりたいこと実現の為

**「大人の外歩きイベント 第一弾！」**を

R4年7月16日に実施。

石が好きな当事者の思いから

普天間神宮の鍾乳洞・境内巡りイベントを  
実施しました。

→不定期で、また企画予定です。



通所の紹介:

**WANSTYLE**

# 子どもの支援

## 1. 世代別にみた精神面の支援について

年代	現象	対応方法
幼い子どもがいる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・変化していく親の姿に怖がったり、敬遠したりする</li><li>・親に甘える時期に甘えられない</li><li>・認知症の本人を支える配偶者(介護者)にもゆとりがない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な大人が親の代わりとして、子どもの気持ちを受止める役割を果たす</li><li>・教育について支援が必要</li></ul>
思春期の子どもがいる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・今までと違う言動をする親に対して、反発したり、悩んだりする</li><li>・友人の親と自分の親を比較する時期</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・進路について遠慮が無いのか、本当の希望を聞き出す人が必要(スクールカウンセラー支援・制度利用の充実)</li></ul> <p>進路をあきらめないサポート</p>
大学進学の際・成人した子どもがいる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・就職、仕事と介護の両立、結婚、出産など人生の節目で親の病気が何らかの影響を与える</li><li>→大学進学をあきらめる、兄弟の為に働く事を選択、車購入や色々な手続きの保証人を頼める人が居ない</li><li>・周囲の人から介護者としての役割を期待され、年齢に合わない介護の責任を負う</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども自身の人生が尊重されているか考えを促すことが必要</li><li>・介護についての考え方として助言が必要</li></ul>

\* ひとり親家庭等制度、生活福祉資金貸付制度、奨学金制度の利用など、活用へ

# 一般社団法人ケアラーワークス ボランティア団体 まりねっこの会



## 家族のケアをしているみなさんへ

家族が困っていたり、助けが必要だったりする時、  
あなたは自分のことよりも、家族のことを優先して向き合ってきたね。  
でも、あなたは将来のことを考える大切なときを過ごしています。  
家族のお世話やケアをすることは悪いことではないけれど、  
あなたにとって大きな負担になっているときは注意が必要だよ。

みんなどうかな？  
改めて考えてみようよ



- 自分の好きなことをガマンしていませんか？
- 学校で過ごすことがつらくなっていませんか？
- ころよからの健康の心配はありませんか？
- 将来について考える時間は持っていますか？
- 自分の気持ちを話せる相手はいますか？

自分でも負担をかかえていることを気づきにくい場合があります。  
誰かに話したり、ほかの人のケア経験を聞くことで、  
自分の気持ちをたしかめたり、  
経験をふりかえったりすることができますよ。

あなたはあなたらしく  
過ごしてほしいのよ



もしあなたが悩んだり困ったりしていたら、  
SOSを出したり、相談したりしていいんだよ。  
もちろん、自分のタイミングを大事にしてください。

### 【ケアバナ利用について】

チャットができる時間 月曜～金曜（祝日のそく）  
17:00～22:00

あなたからのメッセージの返信は24時間いつでもOK  
LINE通話などの個別トーク（予約制）もできます

私たち「ケアバナ」は、  
病気や障がいのある家族の  
ケアを経験した人たちが  
運営しています。  
秘密は守りますので安心して  
ご連絡してください。



## 運営団体 一般社団法人ケアラーワークス

〒183-0023  
東京都府中市宮町1-100 ル・シーニユ5階  
府中市市民活動センタープラッツ 気付 M-025  
メールアドレス careers.works@gmail.com



★東京都府中市が活動拠点。

★講演活動やピアサポートづくりは  
全国各地で展開中。

★2012年（H24）12月～

若年性認知症の親と向き合う子ども  
世代のつどい「まりねっこ」を運営し  
ているボランティア団体。

# 一般社団法人ケアラーワークス ボランティア団体 まりねっこの会

@CARERWORKS

## ダブルケアラーのつどい

主催 一般社団法人ケアラーワークス

2023.3.4(SAT)  
14:30~16:00PM

子育てしながら介護するダブルケアラーの方がオンラインで話せる場です。これからのことが心配など相談も受けます。気軽にご参加を。3月2日(木)までに右のQRコードから申込みください。



中学生、高校生、大学生等のための  
オンラインのミーティング  
元ヤングケアラーの方も歓迎

## ヤングケアラー オンラインサロン

いろいろな経験やいろいろな気持ちを  
ケア経験のある人たちと分かち合おう

3月18日(土) 14:30~16:00 ZOOM

参加希望の方は申し込みフォームから  
3月16日(木)までに  
お申込みください



主催 一般社団法人ケアラーワークス



# 居場所・利用出来る資源の開発・・・

\*R4年3月22日 「まちづくりワークショップ開催」

宜野湾市「ミマモライド」プロジェクト/合同会社トキニライド(みらいファンド)

認知症による道迷いを自動販売機が発見し、保護者にLINEで通知するシステム

⇒ \*R4年4月17日 『認知症まちづくり』 地域円卓会議開催

公益社団法人 沖縄県地域振興協会・公益財団法人みらいファンド

円卓会議終了後 「認知症の方々も安心・安全な外出を担保できるまちづくり事業」  
(休眠預金活用事業) 実行団体向け公募説明会開催



若年性認知症支援(居場所支援) 2団体が助成金受給決定



【報告】認知症まちづくり地域円卓会議

■日 時：2022年4月17日（日）13:30-16:30  
■場 所：宜野湾市社会福祉センター 3階ホール  
■参加者数：27名（認知症当事者、関係者、記録者含む）  
■出席者数：25名（企業、行政、投資家、等）  
■主 導：沖縄認知症ケアコンソーシアム（公益財団法人みらいファンド所属、公益社団法人沖縄県地域振興協会）  
■協 力：SPF 法人まちなの研究所様とくわく

**編集提供** 志良堂 孝（宜野湾市介護員長 主幹）

認知症の方々の安心安全な外出を担保できるまちづくりについて考える

今回のテーマは、認知症とまちづくりの議論です。まずは地域でも安心して外出することが出来るまちづくりの話をしたい。後者はその実現が担保される状態であること認知症の方々が求めていることをどう地域が受け止めるかという議論に発展できると良いと考えています。

センターメンバー

志良堂 孝 宜野湾市 介護員長 主幹	宮次 麻紀 沖縄県若年性認知症 支援センターコーディネーター	鈴木 伸登 公益財団法人 認知症のり支援センター 沖縄 総務部長	友寄 利博子 公益財団法人 認知症のり支援センター 事務部長	玉城 陽子 公益財団法人 認知症のり支援センター 事務部長

★★居場所の課題共有(今後の活動に注目)★★



テーマ

くらし・就労・子育て、  
若年性認知症にまつわる課題をみんなで共有する

論点提供者 友寄 利津子  
(合同会社 GreenStarOKINAWA 代表社員)

若年性認知症は、様々なジャンルの困りごとがあるのにも関わらず、まだまだ社会に認知されているとは言えないテーマです。高齢者の認知症に比べると、就労や家計といった経済的な課題が色濃くなり、さらに子育て等の生活課題も発生しています。今回の円卓会議は、このような若年性認知症に関するあらゆる課題を住民と共有したいと考えています。

参加費  
どなたでも  
参加できます

2023年 3月2日(木) 13:30-16:10 (受付開始: 13:00~)

会場 沖縄県総合福祉センター 501 教室  
(沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1)

対象 本テーマに関心のある方 どなたでも参加できます

参加申込方法 参加ご希望の方は、右記の QR コードからお申し込みください。  
※定員 30 名に達し次第、申し込みを締め切ります。ご了承ください  
ご不明な点は、まちなか研究所わくわくまでお電話ください。

TEL : 098-861-1469



■主催 特定医療法人 アガベ会、合同会社 Green Star OKINAWA  
沖縄認知症見守りコンソーシアム (公益財団法人みらいファンド沖縄、公益社団法人沖縄県地域振興協会)  
■協力 NPO 法人まちなか研究所わくわく

来月、円卓会議に  
呼ばれております。

課題解決に向けて、  
一步一步  
前進できたら...と思います。

連携体制  
の構築

「ネットワーク会議」  
開催

## 2. 支援ネットワークづくり

若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催

年に1回開催(毎年10～11月頃に開催)

若年性認知症相談窓口の実績報告、事例紹介、課題把握・共有、今後の  
取組み模索、支援連携のネットワークの形成

関係機関:認知症疾患医療センター(基幹型・地域型)、県医師会、認知  
症の人と家族の会、当事者、家族、行政(高齢者福祉介護課、障害福祉課、  
地域保健課、教育課)、公安 等

# 沖縄県若年性認知症支援ネットワーク会議について

平成29年度 平成30年2月8日開催

- ・平成29年4月3日に配置された沖縄県若年性認知症支援コーディネーターより配置後の相談内容について発表

平成30年度 平成30年10月31日

- ・若年性認知症支援ガイドブック作成に向けたワーキング会議を開催。



令和元年度 ネットワーク会議の様子

令和元年度 令和1年10月24日

- ・県内のケースで共通した課題「移動支援」「子どもの支援」「財産管理」について情報共有頂き、意見を頂く。

令和2年度 令和2年11月25日 オンライン開催

- ・県内の課題「早期受診・早期支援」「就労支援事業所・相談支援員との連携」について情報共有頂き、意見を頂く。

令和3年度 令和3年11月18日 オンライン開催

- ・若年性認知症支援連携の課題～円滑な支援に向けて～「医療・福祉・就労」課題共有・意見を頂く。

# 『沖縄県地域両立支援推進チーム』

『沖縄県地域両立支援推進チーム』 1回/年会議開催  
(沖縄県労働局 健康安全課)主催

構成  
チーム

- ・一般社団法人 沖縄県経営者協会
- ・日本労働組合総連合会沖縄県連合会
- ・一般社団法人 沖縄県医師会
- ・沖縄県健康長寿課
- ・**若年性認知症支援 新オレンジサポート室**
- ・琉球大学病院がんセンター
- ・沖縄県社会保険労務士会
- ・沖縄県医療ソーシャルワーカー協会
- ・一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 沖縄支部
- ・株式会社NSR沖縄
- ・全国健康保険協会沖縄県支部
- ・沖縄県難病相談支援センター 認定NPO法人アンビシャス
- ・沖縄県労働局職業安定部 訓練室
- ・沖縄県労働局職業安定部 職業対策課
- ・沖縄県労働局雇用環境・均等室

R2年度 「両立支援セミナー」

“治療しながら働く” 現場の事例を紹介



現在、企業で勤務されている当事者の就労支援

↓  
両立支援コーディネーターとの協働支援

認知症の  
知識の  
普及・啓発

支援者研修会や  
講演会の開催

## 3. 普及・啓発

### \* 毎月第3水曜日 FMぎのわん「オレンジカフェ」

認知症関連イベント案内・近況の若年性認知症の支援の話

### \* LINE公式アカウント「アガペ会 新オレンジサポート室」の活用

認知症関連イベントの案内(講演会・テレビ・集い等)情報発信

### \* 講演会等への協力

- ・認知症疾患医療センター連携協議会
- ・地域包括支援センター
- ・在宅介護推進事業
- ・バリアフリーオリンピックうらそえ 等

### \* 世界アルツハイマーデー 各市町村からの連絡でパネル貸し出し等 対応



「アガペ会  
新オレンジサポート室」

## 支援者研修会



令和2年度支援者研修会の様子  
上:北部地区 下:八重山地区  
コロナの影響で  
2ヶ所以外はオンライン開催へ

	内容	利用数
平成25年度	大規模2回（宮古島市・石垣市）	
平成26年度		
平成27年度	大規模開催3回（本島・宮古島市・石垣市）、小規模開催1回	346名
平成28年度	本島大規模1回、認知症カフェ内で行う小規模開催5回	219名
平成29年度	大規模開催3回（本島2回・石垣市）	195名
平成30年度	大規模開催2回（本島・宮古島市） 小規模開催6回（本島で事例検討会） ※相談会5回開催（宮古島市・石垣市）	108名 7名 21名
令和元年度	大規模開催6回（北部・中部・南部・宮古島市・石垣市）	382名
令和2年度	大規模開催6回（北部・中部・南部・宮古島市・石垣市） 「認知症になっても働ける」（就労支援について）	53名
令和3年度	オンライン開催（2回開催） 「若年性認知症支援コーディネーターの役割と支援・課題」	①19名 ②44名
令和4年度	オンライン開催（1回） 「若年性認知症支援・連携について（事例紹介）」	40人前後 参加

## 一般向け講演会

	内容	利用数
平成25年度	県外当事者1名による当事者が語る会（会場：那覇市ているる）	—
平成27年度	本島認知症カフェ内で一般向け勉強会を3回シリーズで開催	54名
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外当事者1組、県内当事者1組：当事者が語る会（会場：嘉手納町）</li> <li>・ 県内当事者1名：当事者が語る会（会場：宮古島市・石垣市）</li> </ul>	356名
平成29年度	県内当事者4組：当事者が語る会（会場：浦添市）	83名
平成30年度	当事者の体験（VR）を学ぶ会（会場：那覇市、共催：沖縄県社会福祉協議会）	171名
令和元年度	当事者の体験（VR）を学ぶ会（会場：那覇市）	97名
令和2年度	就労支援について・事例発表 → コロナウィルスの影響で相談会へ内容変更	1名
令和3年度	さとう みきさん「ひと足先に認知症になったわたしから伝えたいこと」 ハイブリット型開催 会場（本人・家族：終了後講師と交流会開催）・オンライン（専門職対象）	会場38名 オンライン 90名

# 若年性認知症の人を支える人々

1人で抱え込まない。  
たくさんの人の手と、目を  
借りて介護の負担を  
軽減させることが大切!!

本人・家族を含めた  
ひとつのチーム!

\*医療ディケア  
(精神・認知症)



職場

上司、同僚、労務・人事担当者、  
産業医、産業保健師など

仕事

病気について



医療関係者

医師、看護師、リハビリ職、臨床心理士、  
医療ソーシャルワーカーなど

経済的支援

\*就労支援事業所  
\*相談支援員

利用出来る制度の活用

地域包括支援センター  
・認知症地域支援推進員



障害者就労支援関係者

地域障害者職業センター、ハローワーク、  
障害者就業・生活支援センターなど



本人・家族

生活環境の整え

家族・子どもの支援



行政等の支援機関

地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、  
認知症初期集中支援チームなど

本人の居場所

介護

\*ケアマネージャー  
\*介護保険事業所

オーダーメイド  
支援



治療と仕事の両立支援関係者

地域産業保健センター、社会保険労務士など



若年性認知症支援  
コーディネーター



親戚・友人・隣人など

※本人のニーズによって連携機関も異なります。



Obu Center for Dementia Care Research and Practices

## 介護の苦労を半減させる！

### 「認知症をよく理解するための9大法則・1原則」

①

#### 第1法則「記憶障害に関する法則」

- ★新しく聞いたこと、見たこと、やったことを直後に忘れる(記銘力の低下)
- ★経験したことそのものを忘れる(全体記憶の障害)
- ★現在から過去にさかのぼって忘れていく(記憶の逆行性喪失)

#### 第2法則「症状の出現強度に関する法則」

- ★一番身近な人にもっとも強い症状を出す

#### 第3法則「自己有利の法則」

- ★自分にとって不利なことは認めない

#### 第4法則「まだら症状の法則」

- ★しっかりとした状態と認知症の状態が混在する

#### 第5法則「感情残像の法則」

- ★聞いたり、見たり、やったことはすぐに忘れるが抱いた感情は残像のように残る

\*「家族が認知症になったとき 本心に役立つ本／杉山孝博医師」著書より抜粋

## 介護の苦労を半減させる！

### 「認知症をよく理解するための9大法則・1原則」 ②

#### 第6法則「こだわりの法則」

★一つのことにとこだわり続ける。説得や否定はこだわりを強める

#### 第7法則「作用・反作用の法則」

★認知症の人は介護者の気持ちを映す鏡のような存在である

#### 第8法則「認知症症状の了解可能性に関する法則」

★認知症の症状は知能低下の特性から見れば全て理解できる

#### 第9法則「衰弱の進行に関する法則」

★認知症の人の老化はそうでない人の2～3倍のスピードで進む

#### 1原則「介護に関する1原則」

★認知症の人がつくる世界を理解し、大切にす。現実のギャップをできるだけ感じさせないようにする

\*「家族が認知症になったとき 本心に役立つ本／杉山孝博医師」著書より抜粋

## 上手な介護の12か条

### 第1条「知は力なり、よく知ろう」

★情報を集めよう。知らなければ活用できない

### 第2条「割り切り上手は、介護上手」

★自分を追い詰めず、発想の転換を

### 第3条「演技を楽しもう」

★「俳優」になったつもりで相手に合わせる

### 第4条「過去にこだわらないで、現実を認めよう」

★受入れることから介護が始まる

### 第5条「気負いは、負け」

★力まず福祉サービスなどを活用

### 第6条「困うより開けるが勝ち」

★みんな「お互いさま」の地域ぐるみ介護

### 第7条「仲間を見つけて、心軽く」

★話を聞いてもらったり、手をかしてもらったり

### 第8条「ほっと一息、気は軽く」

★家族のエネルギー充電が介護の必要条件

### 第9条「借りる手は、多いほど楽」

★一人でかかえるには重すぎる

### 第10条「ペースは合わせるもの」

★あせらず合わせた方が負担は軽くなる

### 第11条「相手の立場でものを考えよう」

★自分の見方だけにとらわれても、うまくいかない

### 第12条「自分の健康管理にも気をつける」

★心身の健康は、基本中の基本

\*「家族が認知症になったとき 本当に役立つ本／杉山孝博医師」著書より抜粋

# 「認知症」の事を 「認知」と、 使っていませんか？



「ニチ・はいかい撲滅キャンペーン」バッジ。「徘徊」「ニチ」などの言葉をなくそうと「NPO 法人播磨オレンジパートナー」が作った

「認知」とは…何かを認識・理解する、ある事柄をはっきりと認めることを指します。

(言葉の使い方:例)

法律上の婚姻関係によらず生まれた子を、その父親または母親が自分の子だと認める行為。

※「認知症」を表現する言葉として「認知」は適切ではありません。

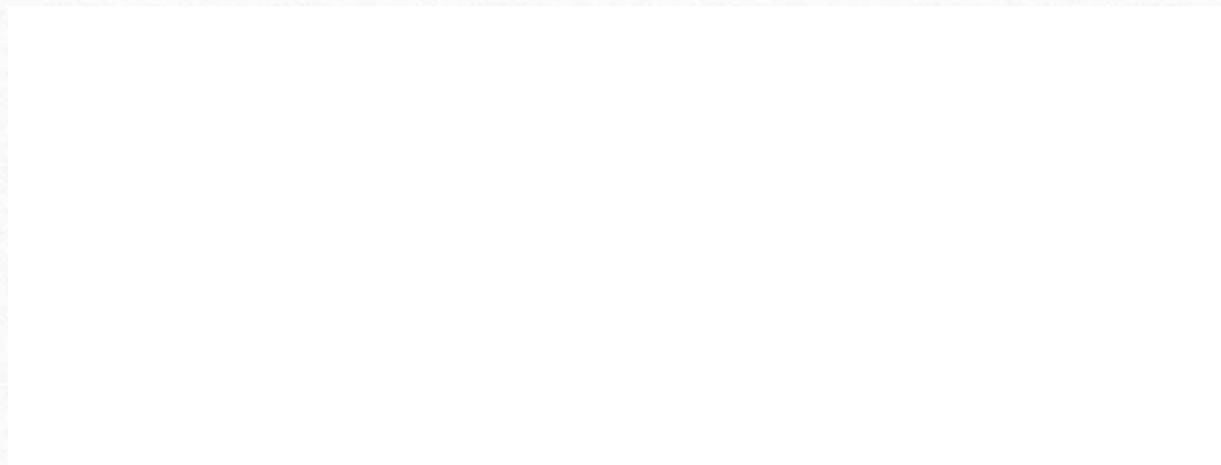
全国で、若年性認知症のご本人が、自分の気持を発信する時代でもあり、オンライン研修会も増えています。

実は…認知症支援・介護に携わる専門職の方がこの表現をしている事が多く、当事者の方から物議を醸す声が出ています。

ご静聴ありがとうございました。

# 參考資料

---



## <医療機関> 留意点

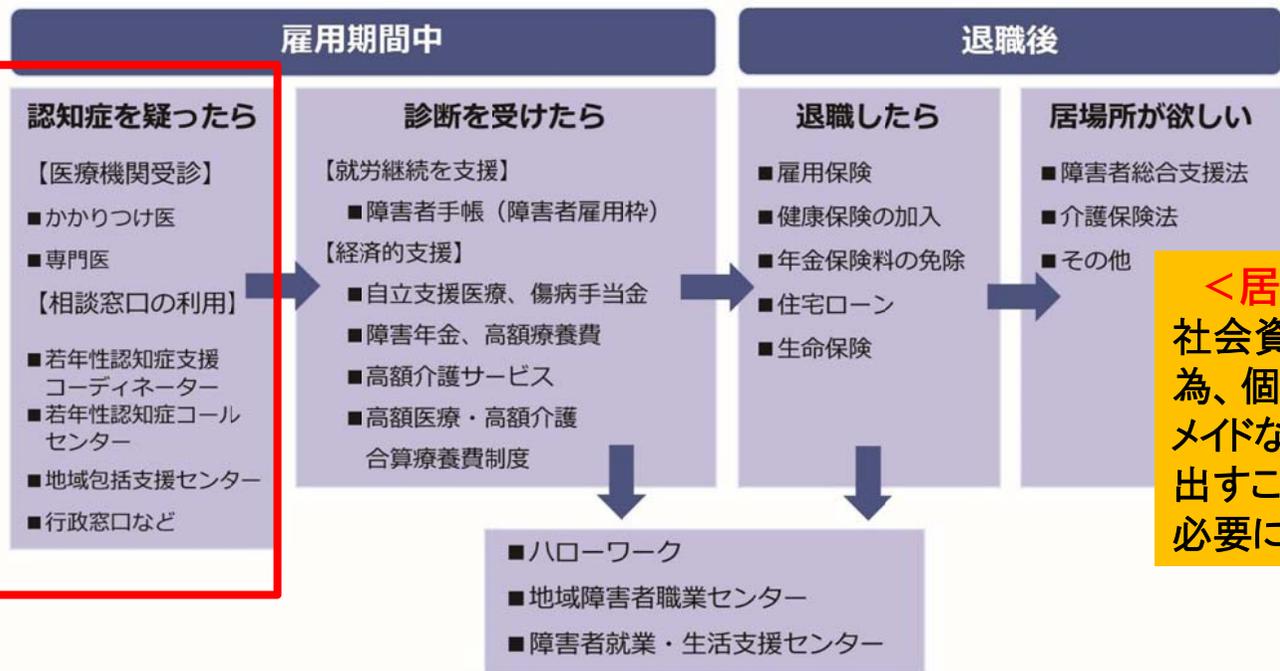
若年性認知症の鑑別診断は認知症疾患医療センター受診を勧奨！

自立支援医療利用可能な医療機関？

難病の場合は症状が進行↓  
難病申請診断書記載可能な医師のいる医療機関か？

医療ディケア、就労支援との連携

# 活用できるサービスや社会制度の流れ



<居場所>  
社会資源が少ない為、個別にオーダーメイドな資源を生み出すことも、時には必要になる。

※全てのサービスが利用となるわけではなく  
その人に必要なサービスに繋がっていきます。

**生活支援**  
日常生活自立支援事業、成年後見制度、生活保護制度、生活福祉資金貸付制度、学資支援

※ 色々な制度やサービスの申請には、診断書類等を記載可能な医師が居る医療機関との連携は必須です。

# 若年性認知症の人を支える主な社会制度



## 医療系支援

- 病気のこと

## 経済系支援

- お金のこと

## 福祉系支援

- 生活のこと



# ① 医療系支援（病気のこと）

	制度	概要	対象者	申請窓口
医療系支援	医療保険	医療が必要な状態になった時、公的機関などが医療費の一部を負担する制度	医療保険加入者 (原則全員)	保険者  (市町村・協会けんぽ・組合健保・共済組合等)
	自立支援医療（精神）	精神障害の通院医療に係る医療費を助成する制度	通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害を有する者	市区町村
	障害者等を対象にした医療費の助成制度（福祉医療等）	障害者等の受給資格対象者の医療費を助成する制度  <b>※障害年金の級とは全く別。関係はない</b>	(例) 身体障害者手帳3級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級など 自治体により異なる	市区町村

**\* 認知症は「精神障害者保健福祉手帳」の申請可能**

## ★申請方法

- ①一緒に2通依頼  
→同料金で2通受取り可。
- ②別々に記載依頼  
→2通分の診断書料金が発生



Obu Center for Dementia Care Research and Practices

**※③障害年金の証書を持参すれば診断書無しで申請可能(年金納付要件を満たしている方のみ申請対象)**

## ② 経済系支援（お金のこと）

	制度	概要	対象者	相談窓口
経済系支援	傷病手当金	病気や怪我のために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される手当	被保険者本人で連続4日以上のお休みがある場合	職場・保険者
	障害年金	病気や怪我により一定の障害が残った場合、生活や労働の不都合の度合いに応じて支給される年金	日常生活（就労）が困難な者	年金事務所・市区町村
	失業給付（基本手当）	労働者が失業に陥った時に、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援する制度	適用事業所に雇用される者（例外あり）	ハローワーク（職業安定所）
	福利厚生制度（法定外）	慶弔見舞金規程等、従業員の負傷・疾病・障害等に対する給付金を支給する任意制度	従業員	職場・民間保険会社



### ③ 福祉系支援（生活のこと）

	制度	概要	対象者	相談窓口
福祉系支援	障害者手帳 (精神障害者保健福祉手帳)	認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に申請する制度	長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者	市区町村
	障害者手帳 (身体障害者手帳)	「視覚障害」「肢体不自由」などの身体の障害があり、生活に支障をきたす場合に申請する制度	身体に障害があり、生活に支障がある者	市区町村
	障害者総合支援法	障害者の日常生活や就労を支援する制度・福祉サービス（介護給付・訓練等給付、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所等）他	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児 難病患者	市区町村



### ③ 福祉系支援（生活のこと）

	制度	概要	対象者	相談窓口
福祉系支援	介護保険	介護や支援が必要となったときに介護サービスを提供し、本人とその家族を支援する制度	65歳以上及び40歳以上65歳未満の特定疾病により介護が必要な者	市区町村、地域包括支援センター等
	成年後見制度	判断能力の不十分な者を保護するため行為能力を制限すると共に法律行為を行う、又は助ける者を選任する制度	判断能力が不十分な者	自治体の成年後見センター、地域包括支援センター等
	各種手当	(例) 心身障害者扶助料、在宅重度障害者手当、特別障害者手当	それぞれの条件に応じて	市区町村・都道府県

